

教員の部活動への関わり方に対する、法律・指針・通知等から見た考えの整理

- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第3条第2項
「教育員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」
- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第6条
「教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限る」
- 公立の義務教育諸学校等の教職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令
「教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じない」
「教育職員に時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要がある時に限る」
「校外学習その他生徒の実習に関する業務、修学旅行その他学校の行事に関する業務、職員会議に関する業務、非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合やその他やむを得ない場合に必要な業務」
⇒上記を厳密に適用した場合、休日に教員が部活動を担えなくなり、夏期期間の平日においては16時から20分程度のみとなる
(最終下校時間、50分授業、45分授業等の組合せで変動があり、冬季期間は勤務時間内での活動が可能となる事が多い)
- 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン
「原則、一カ月の残業時間は45時間を超えないようにすること。また、一年間の残業時間は360時間を超えないようにすること」
「特例的な扱いでも、一カ月の残業時間は100時間未満かつ、45時間を超える月は一年間に六か月までとすること。また、一年間の残業時間は720時間を、連続する二～六か月の一か月あたりの平均残業時間が80時間を超えないようにすること」
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてを受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について
「教師の心身の健康を確保するため、本務の残業時間と兼職兼業の勤務時間を通算した時間が、ガイドラインの目安を超える場合は、兼職兼業の許可を出さないことが適当であること」
⇒校務等にかかる時間によっては、兼業兼職が困難になる場合がある
⇒教員が部活動に関わる仕組みを構築する必要がある